

平成16年度

東日本建築教育研究会 群馬大会 教材委員会配布資料

・「福祉住環境コーディネーター検定試験®」取組み実践校に対する追加アンケート集計結果報告

・「福祉住環境コーディネーター検定試験®」受験取組み校の様子

a. 都立蔵前工業高等学校

団体受験での取組み報告

b. 千葉県立市川工業高等学校

学校設定科目としての取組み準備報告



・ガイダンス資料（提供：千葉県立葛南工業高等学校 教諭 小島 聡）

「高齢者居住法」と「福祉住環境整備」

・体験型見学施設の紹介

「あらかわ福祉体験広場」

・学校における教育活動と著作権（文化庁著作権課）



「福祉住環境コーディネーター検定試験®」取組み実践校に対する追加アンケート

(2004.4 実施)集計結果報告

アンケート依頼校 26校 回答校 19校 回答率 73.1%

東日本建築教育研究会 教材委員会

2003.11 の建築教育ニュースの誌上で報告の通り、「福祉住環境コーディネーター検定試験®」に対する会員各校よりアンケートにご回答頂いた結果 26 校より取組み実績があるとのことご回答を頂きました。そこで今回は、すでに取組み実績のある学校より具体的な取組みの様子をお知らせ頂くようご協力を求めたところ、19 校よりご回答頂くことが出来ました。ここに、19 校より寄せられた各校の取組みの様子をご紹介致します。今後取組みを検討している学校はもとより、既に取り組みされている学校におかれましてもより一層の研究材料としてご活用頂ければ幸いです。

今回の報告は、各実践校での指導内容をご紹介することが目的です。今後、教材委員会に望むことや、ご意見・ご感想をもとに更なる方策を検討していきたいと考えていますので、積極的に教材委員会までご意見をお寄せください。

問1 貴校の「福祉住環境コーディネーター検定試験®」への取組みについて伺います。

- | | | | |
|--------------------------------|-------------|--------------|--------|
| 1) 受験種別 | 個人受験：13校 | 団体受験：6校 | |
| 2) 受験学年 | 全日制 | 定時制 | 専攻科 |
| | 1年生：1校 | 1年生：0校 | 1年生：1校 |
| | 2年生：8校 | 2年生：1校 | 2年生：1校 |
| | 3年生：12校 | 3年生：1校 | |
| | 全学年：2校 | | |
| 3) 対象 | ① 全員：2校 | ② 希望者：15校 | |
| 4) 受験時期 | ① 春(6月)：10校 | ② 秋(11月)：12校 | |
| 5) 生徒への説明内容(受験の意義付け)をお知らせください。 | | | |



(生徒のモチベーション持続の秘訣等)

- 履歴書に記入することで専門分野に対する意欲をアピール出来るという進路活動への有効性と将来家族や自分が介護されなければならない立場になるかもしれない。その時に学習したことが活かされるはずと、取り組む意義を話しています。
- 希望者なのでそれなりに意欲のある者が取り組んでいる。
- 試験の説明だけです。
- 技術者として、資格取得の重要性を啓蒙している。
- 学級担任または課題研究、建築系専門の選択科目の授業担当者が生徒に説明をする。
- 福祉住環境コーディネーターの役割や、テキストの内容などを説明し、希望者への受験を勧めている。又、建築・福祉系への進路を考えている生徒に具体的な知識などを教え、将来に役立つことを認識させている。
- 多くの医療用語が使用されているので、課程の医学の本を参考にして指導。
- この資格の必要性について説明している。
- 福祉・医療・建築が結びついた資格であり、今後重要になってくる分野であると説明している。
- 毎朝20分間、補習形式で実施。毎日続けることがモチベーションの向上につながる。
- 資格取得の1つとして、生徒へ紹介し希望者に受験させる。
- 福祉にも興味を持っている生徒を集め内容を説明。これからの資格であることや、介護保険制度と自分たちの関わりなど、できるだけ身近な題材を例に取り上げながら補習を進めている。
- 校外学習(介護支援センター、介護老人保健施設)などで、実体験させ興味・関心を持たせううえで、必要性を理解させる。
- 課題研究 資格取得班(福祉住環境コーディネーター) 全員受験

6) 取組み内容

① 受験案内のみ 13校

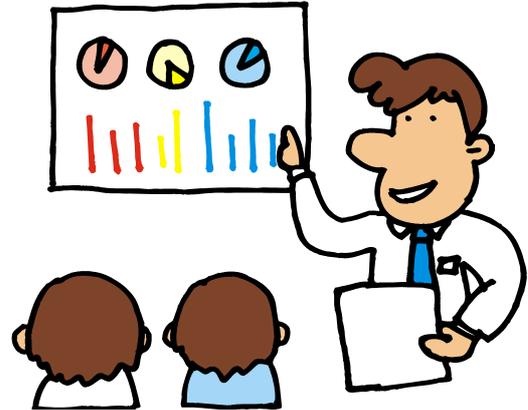
・案内方法についてお聞かせください

- ア. 掲示のみ 4校
- イ. 受験案内書の配布 6校
- ウ. 説明会を開催 5校
 - ・他の資格と同時に
 - ・建築計画の授業で簡単に説明

② 補習を実施 6校

・補習の時間についてお聞かせください

- ア. 授業開始前
 - 20分/日×5日
 - 150分/日×8日
 - イ. 放課後
 - 60分/日×10日 (試験前10日)
 - 60分/日×10日
 - 60分/日×12日
 - 60分/日×20日
 - 60分/日×30日
 - ウ. 休業日
 - 240分/日×4日
- 延べ時間数
- 60分/日×10日 (希望者個々に)
 - 60分/日×20日
 - 60分/日×30日=延べ30時間
 - 延べ28時間 (1~3年の希望受験者の時間数)



③ 授業で取り組んでいる 9校

ア. 科目名

- ・課題研究 (3年)
- ・選択 (専門) の一部で (3年)
- ・住居環境 (学校設定科目)
- ・実習 (課題研究) (3年)

イ. 履修形態

必修 1校 必修選択 7校 自由選択 1校

ウ. 指導時数

 単位 延べ時間数 10時間
2単位
1.5単位 延べ時間数 40時間
2単位 延べ時間数 10時間
2単位 延べ時間数 20時間
2単位 延べ時間数 70時間
3単位 延べ時間数 90時間

スケジュール

	1 学期					2 学期				3 学期		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 年						受験 (希望者)				=====		
2 年	受験					自習のみ 受験						
	宿題					自主学習 受験						
	受験					受験						
						受験 (希望者)						
3 年	受験					受験						
						受験 (授業内)						
						受験						
	受験3級					受験2・3級						
	受験											
4 年												

使用教材をお聞かせください

ア. テキスト

書籍名：福祉住環境コーディネーター検定3級テキスト

出版社：東京商工会議所

書籍名：福祉住環境コーディネーター検定2級テキスト

出版社：東京商工会議所

書籍名：福祉住環境コーディネーター3級短期合格テキスト

著者：渡辺光子

書籍名：福祉住環境コーディネーター

出版社：日本能率協会マネジメントセンター

イ. 問題集

書籍名：3級過去問題集

出版社：自由国民社

書籍名：福祉住環境コーディネーター検定試験3級模擬問題集

出版社：一橋出版

書籍名：福祉住環境コーディネーター最重要問題100選

出版社：エム・ネット教育総研

書籍名：過去問題集3級

著者：渡辺光子

書籍名：過去問題集2級

著者：渡辺光子



書籍名：福祉住環境コーディネーター3級問題集

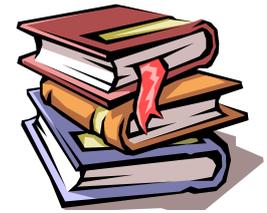
出版社：ミネルバ書房

書籍名：福祉住環境コーディネーター

出版社：リックテレコム

書籍名：福祉住環境コーディネーター3級攻略問題集

出版社：ナツメ社



ウ．自主制作教材

a．内容をお知らせください

- ・東京商工会議所発行の3級公式テキストをまとめた
- ・過去問題

担当指導教諭についてお聞かせください

- ア．複数の教員で指導している 3校
- イ．担当教員を決めている 13校
- b．担当教員の「福祉住環境コーディネーター検定試験[®]」の取得状況についてお聞かせください。
- i．取得していない 3校
 - ii．取得準備中である 3校
 - iii．3級を取得している 5校
 - iv．2級を取得している 8校
 - v．1級を取得している 0校

1分野と2分野のどちらに重点を置いて指導していますか

- ア．第1分野 3校
- イ．第2分野 2校
- エ．両方とも 9校
- ・やや難しい第1分野に時間をかけている

テキストと問題集のどちらを中心に指導されていますか

- ア．テキスト中心 4校
- イ．問題集中心 5校
- ウ．用法を併用 8校

模擬試験等の実施の有無と回数についてお聞かせください

- ア．模擬試験は実施していない 10校
- イ．模擬試験を1回実施している 0校
- ウ．模擬試験を2回実施している 4校
- エ．模擬試験を3回以上実施している 5校

生徒への宿題はありますか

- ア．有り 9校
- a．生徒の取組み状況は 良い 5校
 - b．生徒の取組み状況は 悪い 0校
 - c．どちらともいえない 4校
- イ．無し 9校



長期休業中の取組みがあればお知らせください

- ア.無し 12校
- イ.有り 4校

- ・福祉系の先生の協力を得て、特別な学習会を予定したが実現しなかった。
- ・夏休み前に公式テキストを購入。夏休み中に勉強するように言っているが、ほとんどの生徒はしない（できない）。何をやっていいかわからない。
- ・各自宿題形式
- ・宿題
- ・宿題を検討中

7) 受験者数と合格率についてお聞かせください (H15実績) ※各校のデータを合算しました

3級

	1年生	2年生	3年生	4年生	全体
受験者	25	131	180	0	336
合格者	4	17	19	0	39
合格率	16.0%	13.0%	10.6%	0%	11.6%

2級

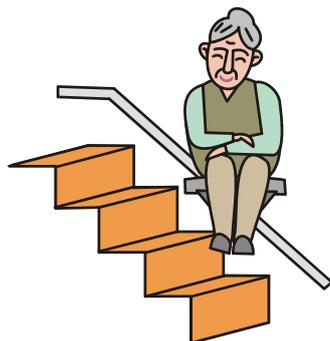
	1年生	2年生	3年生	4年生	全体
受験者	1	7	15	0	23
合格者	0	2	3	0	5
合格率	0%	28.6%	20.0%	0%	21.7%



8) 合格率に対しての生徒の反応をお聞かせください (H15実績)

生徒の感想等

- ・受験者は第1分野でくじけてしまう者が多く、学習の継続が思うように出来ませんでした。ただし、努力不足は十分認識していて、再度挑戦の意欲を示す者は少なくないです。他の生徒は、とにかく難しいものだという印象が強いようです。
- ・大変喜んでいる。
- ・適切な助言を受ければ、3級程度であれば十分合格できる。ただし、2級には医学用語知識が多く必要なので難しそう。
- ・次回の合格への意思表示が多かった。
- ・2級になると社会的評価も高いので、意欲的に挑戦している。
- ・毎回問題が変わってきていて、過去の問題をやっても合格できない。難しくなっているような気がする。
- ・覚えることが多すぎて難しい。
- ・分野別の足切り（3級）があるので、合格しにくい。
- ・2学期制への移行もあり、中間テストと重なる（7月）。
- ・専門用語（特に医療用語）が聞き慣れるまで難しい。
- ・あと数問で合格ラインだと言っていました。
- ・やはり、医療系の専門用語などで苦勞しているようである。



9) 他資格との関連についておたずねします

資格試験受験に対する年間スケジュールをお知らせください。

資格試験名	学年	1学期				2学期				3学期			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
建築施工技術者試験	専攻科2年							≡					
	4年						≡	≡	≡				
	3年					≡	≡	≡	≡				
			≡	≡				≡	≡				
								≡	≡				
トレース技能検定	2～4年						≡	≡					
	1・2年					≡	≡	夏休み中、希望者に講習会					
	1年				≡	≡	≡						
レタリング技能検定	2～4年	≡	≡										
	1～3年	≡	≡	放課後									
	1年	≡											
アーク・ガス溶接、玉掛	2年				≡					≡		≡	
とび技能検定	3年			≡	≡								
計算技術検定	1～4年							≡	≡				
	1～3年		≡	≡					≡	≡			
CAD 検定	1～3年									≡	≡		
初級CAD 検定	2～3年		≡	≡	≡								
建築情報処理技術者試験	3年	2ヶ月前から											
危険物取扱主任者	1～3年	≡	≡	≡				≡	≡	≡		≡	≡
第2種電気工事士	2・3年	≡	≡	≡	≡								
カラーコーディネーター	1・2年	≡	≡	≡						≡	≡		
インテリアコーディネーター	3年								≡		≡	≡	≡
マンション管理士	3年										≡	≡	≡
英検3級	3年										≡	≡	≡
2級建築士	専攻科2年	≡	≡	≡									

10) これから取り組む学校に対してアドバイスがあればご記入願います

- ・学校行事や部活との両立が出来なかったり、他資格との掛け持ちで、共倒れすることもあるので、欲張らず優先順位を付けさせて確実に合格させてやるのが大切だと思います。
- ・1年目が終わったばかりです。
- ・国家資格ではないので、実務で有効な資格であるかどうかはわからないが、建築関係で仕事する場合には身につけておいて損はない知識であると思う。
- ・教員側が熱心に取り組むことにより生徒もやる気になり合格率も上がると思います。
- ・受験指導ではなく、実際に役立つように見学会や体験実習（車椅子や介護）も実施。



11) 今後、教材委員会に望むことがあればご記入ください。

- ・可能な限りポイントを絞って頂きたいと思えます。
- ・試験会場が遠く、生徒が避けてしまう。各学校で受験できるようにして欲しい。
- ・模擬試験 10 回分あれば大変助かります。
- ・問題集、テキスト共に良いものがあれば欲しいです。
- ・インテリアコーディネーター受験の年齢制限がなくなったので、こちらの受験と福祉住環境コーディネーターの受験とで、生徒に勧めることを迷っています。(インテリアは受験料が高いため迷います)。

アンケートにご返答頂いた学校一覧(ご協力に感謝致します) 順不同

旭川工業高等学校(定)	函館工業高等学校	函館工業高等学校(定)	青森工業高等学校
弘前工業高等学校	山形工業高等学校	鶴岡工業高等学校	那須青峰高等学校
館林商工高等学校	市川工業高等学校	蔵前工業高等学校	葛西工業高等学校
田無工業高等学校	甲府工業高等学校	甲府工業高等学校(定)	長野工業高等学校
池田工業高等学校	金沢市立工業高等学校	一宮工業高等学校	



最後に、7月4日(日)に3級を受験した生徒に対するアンケートの結果を示します。

(都立蔵前工業高等学校 建築科2年生36名に対するアンケート結果)

問)「福祉住環境コーディネーター検定試験®」3級を受験した感想をお聞きします。

- a. 受験に際して、出題分野とその内容に関する難易度(理解度=正解率)を3段階でお答えください。
また、それぞれに自由記載欄を設けましたので、率直な気持ちを聞かせてください。

[難易度(正答率)]

第1 分野/福祉と住環境の連携

1.高齢社会と住環境整備	76%
2.福祉住環境コーディネーターの役割と活動の場	72%
3.社会福祉と住環境整備の考え方 難しいと感じたことを教えてください 〔 ・福祉の法律と制度 ・福祉介護保険の歴史 〕	40% ※
4.高齢者の心身の機能と特性	67%
5.高齢者介護のあり方	92%
6.高齢者に対する諸関連施設とサービス	65%
7.関連専門職への理解と連携 難しいと感じたことを教えてください 〔 ・各専門職の内容や介護業務における分担 〕	59% ※

第2分野/福祉住環境の整備に必要な理論と実践

- 1.福祉住環境整備の進め方 40% ※
 難しいと感じたことを教えてください
 [・各建築構造種別の基本的理解と特徴]
- 2.福祉住環境整備の基礎知識 73%
- 3.福祉住環境整備の基本技術 72%
- 4.部屋別・場所別福祉住環境整備の仕方 54% ※
 難しいと感じたことを教えてください
 [・各建築構造種別の基本的理解と特徴]
- 5.福祉用具の活用と住環境 86%
- 6.福祉住環境整備の疾患・障害別応用技術 81%

b. これからこの試験を受験しようと考えている全国の工業工高生に対してアドバイスをお願いします。

1. 準備学習について

- ・きちんとやること
- ・補習に参加すればよかった
- ・テキストを読んだら、問題と交互にやればよい
- ・「過去問で分からないところをテキストで確認する」の繰り返しがよい
- ・最初はまだ受けていただけだけど、すこしずつ勉強していったら分かってきてうれしくなった

2. 試験について

- ・つらかった
- ・時間が長くて疲れた
- ・あまり緊張しなかった
- ・ほとんど過去問と同じようだけど、難しく感じた
- ・少し緊張した
- ・難しかったが、やれば出来ないことはない
- ・今まで覚えたことが全部消えそうになるくらい緊張した
- ・勉強すれば受かる
- ・周りの人が早く終わっていたので、少しあせった



3. これから受験する他校生徒へのアドバイス

- ・ちゃんと勉強した方がよい
- ・福祉とサービス、老人の病気の特徴など勉強すべき
- ・寸法なども必要
- ・福祉用具を自分の目で見て体験することが有効
- ・絵を見て福祉用具を覚えるのがよい
- ・デイサービスでの体験実習が理解に役立った
- ・テキストを何回も読み返した方がよい
- ・自分のペースで勉強した方がよい
- ・まじめに勉強すれば合格する
- ・過去問を何回もやる
- ・寸法を丸暗記するだけでかなり進歩し、自信ができました
- ・単語帳に書いて覚えました
- ・あせらず受験すること
- ・勉強はたくさんした方がよい



ご協力ありがとうございました。

「福祉住環境コーディネーター検定試験」は東京商工会議所の登録商標です

「福祉住環境整備」と 「福祉住環境コーディネーター」 (ダイジェスト版)



千葉県立葛南工業高等学校 定時制
建築科 教諭 小島 聡
2002. 11

「介護保険」が街にやってきた —医療・福祉が日本の住宅・建築を変える—

- 旧 : **老人福祉法** ・ホームヘルプサービス
・訪問入浴
・老人デイサービス
・ショートステイ
・日常生活用具給付等事業
- 老人保健法** ・老人訪問看護
・老人デイケア
・老人保健施設等の短期入所



新: 「**介護保険制度**」へ移行

a. 少子超高齢社会と日本の住宅・建築の現状

高齢化率:75歳以上人口割合

- 7% : 超高齢化社会(1970年)
- 14% : 高齢社会(1995年)
- 28% : **超高齢社会**(2030年)

- 65歳~74歳: 高齢者
- 75歳以上 : **後期高齢者**

介護保険の17のメニュー

- | | | | |
|--------------------|---------------------------|------------------------|-------------|
| 訪問サービス | ①訪問介護(ホームヘルプ) | 在宅介護の環境を整えるサービス | ⑫福祉用具貸与 |
| | ②訪問入浴介護 | | ⑬福祉用具購入費の支給 |
| | ③訪問看護 | ⑭住宅改修費の支給 | |
| | ④訪問リハビリテーション | 施設入所サービス(65%利用) | ①介護老人福祉施設 |
| | ⑤居宅療養管理指導 | | ②介護老人保健施設 |
| ⑥通所介護(デイサービス) | ③介護療養型医療施設 | | |
| 通所サービス | ⑦通所リハビリテーション | | |
| | ⑧短期入所生活介護 | | |
| 施設を利用するサービス | ⑨短期入所療養介護(ショートステイ) | | |
| | ⑩痴呆対応型共同生活介護 | | |
| | ⑪特定施設入所生活介護
(有料老人ホーム等) | | |
| | | | |

介護保険における居住施設

医療施設 (施設種別)	(介護保険対象名称)
療養型病床群	介護療養型医療施設、短期入所療養介護
福祉施設	
老人保健施設	介護老人保健施設、通所リハビリテーション、短期入所療養介護
特別養護老人ホーム	指定介護老人施設、通所介護、短期入所生活介護
老人短期入所施設	短期入所生活介護
ケアハウス	特定施設入所者生活介護
老人デイサービスセンター	通所介護
有料老人ホーム(介護付賃貸型)	
住宅施設	
痴呆対応型老人共同生活(グループホーム)	痴呆対応型共同生活介護

b. 医療・福祉関連の「サービス」と「人」が建築の新しい評価基準をつくる

- ・「医療」との連携 → 病気や障害など、本人の身体状況への適合
- ・「保険」との連携 → 身体状況による生活の仕方や、健康管理への適合
- ・「福祉」との連携 → 介護や入浴サービスなど在宅サービスへ適合
- ・「用具」との連携 → 車椅子やシャワーチェアなど福祉用具に適合

c.介護保険等の施策に見る日本の新しい住宅政策

・介護保険法, 住宅の品質確保促進法, 新社会福祉法, 公営住宅法改正, 定期借家制度, **高齢者居住安定法**(高齢者向け優良賃貸住宅・終身賃貸借制度, リバースモーゲージ制度・高齢者居住支援センター他)



・ソフトなサービスと一体の住まいづくり



生活支援としての住宅

・社会資源としての住まいづくり



家族の器から, 地域に開かれた住宅

高齢社会の進展

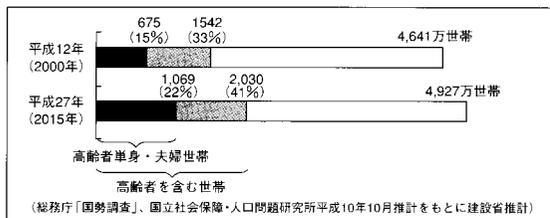
高齢者がいる世帯の割合

単位: 万世帯 (%)

	総世帯数	高齢者がいる世帯	高齢者単身・夫婦世帯
平成12年 (2000年)	4,641	1,542	675
平成17年 (2015年)	4,927	2,030	1,069
		41%	22%

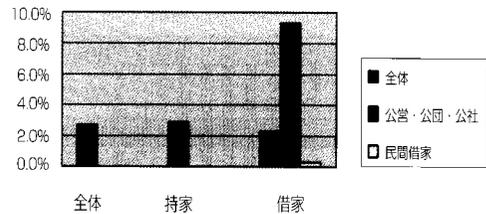
出所: 国土交通省推計による

高齢者がいる世帯の割合

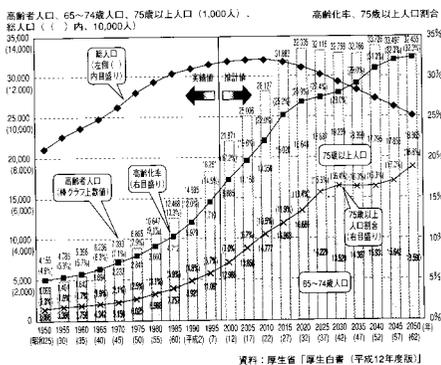


民間住宅の現状

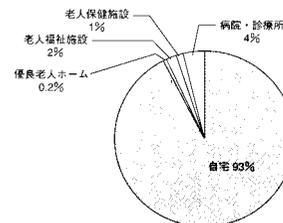
住宅のバリアフリー化の状況



高齢化の推移と将来推計 (1950~2050年)



日本の65歳以上の高齢者 (1,902万人) の居住場所 (平成8年度)



総務庁統計局調べ、厚生省「患者調査 (概況)」(平成8年度)、同「社会福祉施設調査報告書」(平成8年度)、同「老人保健施設」(平成9年度)より推計

1. 福祉住環境整備とは

・高齢者・障害者と福祉住環境整備

①急速な高齢化→高齢者の住宅内事故の増加

↓
骨折などの長期入院

要介護状態

② 疾病や障害を持つ高齢者の増加

高齢者、障害者の自立生活を住環境の側面から支援する
「福祉住環境コーディネーター」が生まれた。

・福祉住環境整備の意味

「福祉」とは、地域社会の中で差別されることなく、尊厳を持ち、その人らしく幸せに生活する。命の繁栄。

「住環境整備」とは、その人らしく自立した生活が送れるように住宅内はもとより、住宅周辺や地域全体を整備すること。

・住環境の問題点を解決するためには、

- ①問題点の抽出(ニーズの把握)
- ②住環境整備の方針の検討
- ③施工の実施
- ④工事完成後のチェック
- ⑤モニタリング

1-2 高齢社会で求められる住宅・建築 「ユニバーサル」と「パーソナル」

a. 誤ったバリアフリーの普及

・「段差を無くす」「手すりをつける」「広さの確保」がバリアフリーか？

b. 二つのバリアフリー

- ・要介護高齢者の「自立」と「ケア」を支えるバリアフリー
治療的整備、医療福祉的整備、個別的整備、応急的整備、パーソナル整備
- ・元気な高齢者の「安全」と「健康」を支えるバリアフリー
予防的整備、建築設備的整備、普遍的整備、恒久的整備、ユニバーサル整備

c. バリアフリー＝ユニバーサル構造＋オプション構造＋パーソナル対応
＝基本構造＋建具＋設備機器＋福祉用具＋生活用品

2. 福祉住環境コーディネーターとは

・福祉住環境コーディネーターの位置づけ

住宅(生活)に関わる問題点やニーズを発見し、具体的なプランニング、施工方法、予算などを提示する新しい専門職である。

高齢者・障害者や家族、医療・福祉関係者、建築設計者・施工者など住環境整備に関わる人々の意見の調整をはじめ、モニタリングに至るまでの一連の流れもコーディネートする。

PT(理学療法士) OT(作業療法士) 看護師 建築士
各専門職との連携と適切に対処するコーディネート能力を養い、自分の持つ能力や技術力を踏まえた役割を認識することが大切。

・福祉住環境コーディネーターの必要性

- ・住み慣れた地域社会(在宅)で、自分らしく自立した暮らしを続けていきたい。 → 理想
- ・住み慣れていたはずの住宅が不便、不自由に感じられる、住みにくく使い勝手が悪く思える、住宅内のあちこちに危険を感じる。 → 現実

不安の原因が住環境にあるのでは？ ← アドバイス

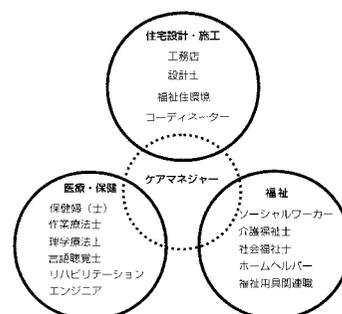
建築設計者や施工者も、高齢者や障害者のADL(日常生活動作)や生活に対する認識が不足している。

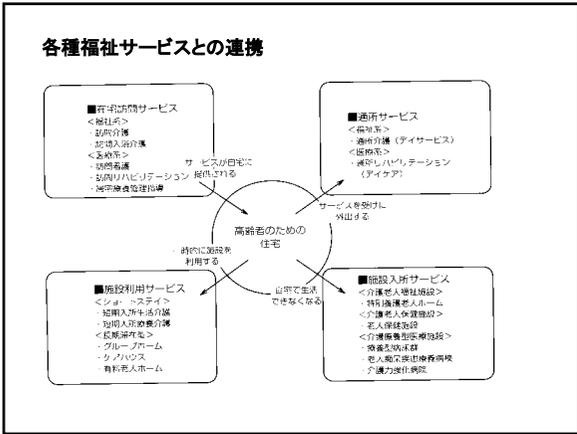
住宅問題を解決するために、各専門職のコーディネートや生活者へ専門家を紹介する人材

↓
「福祉住環境コーディネーター」

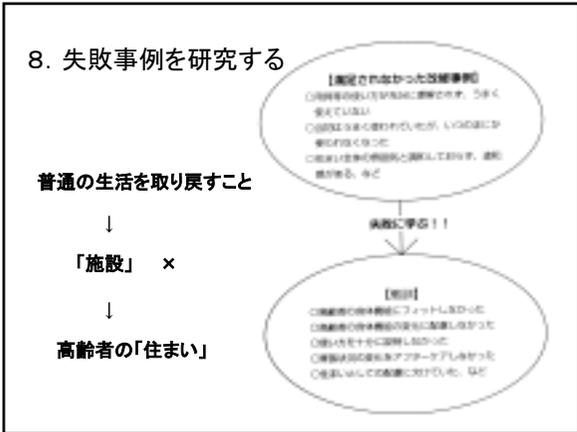
4. 関連専門職との連携

各分野の専門家との連携





- ### 4-2 バリアフリー住宅をつくるために 三つのコラボレーション(連携・協働)
- a. 「人」のコラボレーション → 「中間ユーザー」
- ・ 住む人、つくる人、そして「つなぐ人」
 - ・ 日常的継続的生活支援者と断片的専門的技術支援者の連携
 - ・ 住宅や設備の供給システムと「中間ユーザー」の連携
- b. 「モノ」のコラボレーション → 新しい「商品」と「流通」
- ・ 住宅構造、設備機器、家具、生活用品と福祉用具との連携
 - ・ ユニバーサル用品とパーソナル用品の連携
 - ・ 大量生産品と少量生産品と個別対応品の連携
 - ・ ノウハウの伴う流通、流通と人の連携
- c. 「情報」「技術」のコラボレーション → 「共通言語」
- ・ 医療、保健、福祉、用具、建築の技術・人材の連携
 - ・ ハード(住宅、用具)とソフト(サービス、ケア)の連携



- ### 9. 「バリアフリー・デザイン」から 「ユニバーサル・デザイン」へ
- ・ 障害があるから「バリアフリー・デザイン」
 - ・ 「ユニバーサル・デザイン」とは
 - バリアフリー・デザイン
 - アダプティブ・デザイン
 - ライフスパン・デザイン
 - ・ 高齢者だけでなく誰もが住みよい社会づくりのために

- ### ユニバーサル・デザインの7原則
1. 公平な実用性 (Equitable Use)
 2. 柔軟性に富む (Flexibility in Use)
 3. 単純で直感的に利用できる (Simple and Intuitive Use)
 4. 分かりやすい情報伝達 (Perceptible Information)
 5. エラーに遠やかに対応できる (Tolerance for Error)
 6. 労力が少なくすむ (Low Physical Effort)
 7. 利用しやすい大きさと空間 (Space for Approach and Use)

・ 体験型見学施設の紹介

「あらかわ福祉体験広場」

あらかわ福祉体験広場

荒川で車イス体験してみよう!

この広場では、車椅子体験や点字体験など、様々な体験型見学施設が揃っています。また、盲導犬体験や、車椅子体験など、様々な体験型見学施設が揃っています。また、盲導犬体験や、車椅子体験など、様々な体験型見学施設が揃っています。

体験広場を利用するには

申し込み方法
申し込み方法は、曜日により異なります。ご注意ください。

申し込み時間
土・日・祝日：広場内管理所に直接申し込み
月～金曜日：国土交通省荒川下流工事事務所「福祉の荒川づくり推進室」に電話で申し込み

車椅子の貸出し
管理所で車椅子の貸出しを行っています。

利用時間
AM9:30～PM5:00 (12/29～1/3 休み)

お問い合わせ先
国土交通省 荒川下流工事事務所
福祉の荒川づくり推進室
TEL:03-3902-3220
FAX:03-3902-2346
〒115-0042
東京都北区志茂 5-41-1
ホームページアドレス
<http://www.ara.or.jp>
福祉の荒川づくりのアドレス
<http://www.ara.or.jp/arage/fukushi/>

申し込み方法
申し込み方法は、曜日により異なります。
ご注意ください。
土・日・祝日：広場内管理所に直接申し込み
月～金曜日：国土交通省荒川下流工事事務所
「福祉の荒川づくり推進室」に電話
で申し込み

車椅子の貸出し
管理所で車椅子の貸出しを行っています。

利用時間
AM9:30～PM5:00 (12/29～1/3 休み)

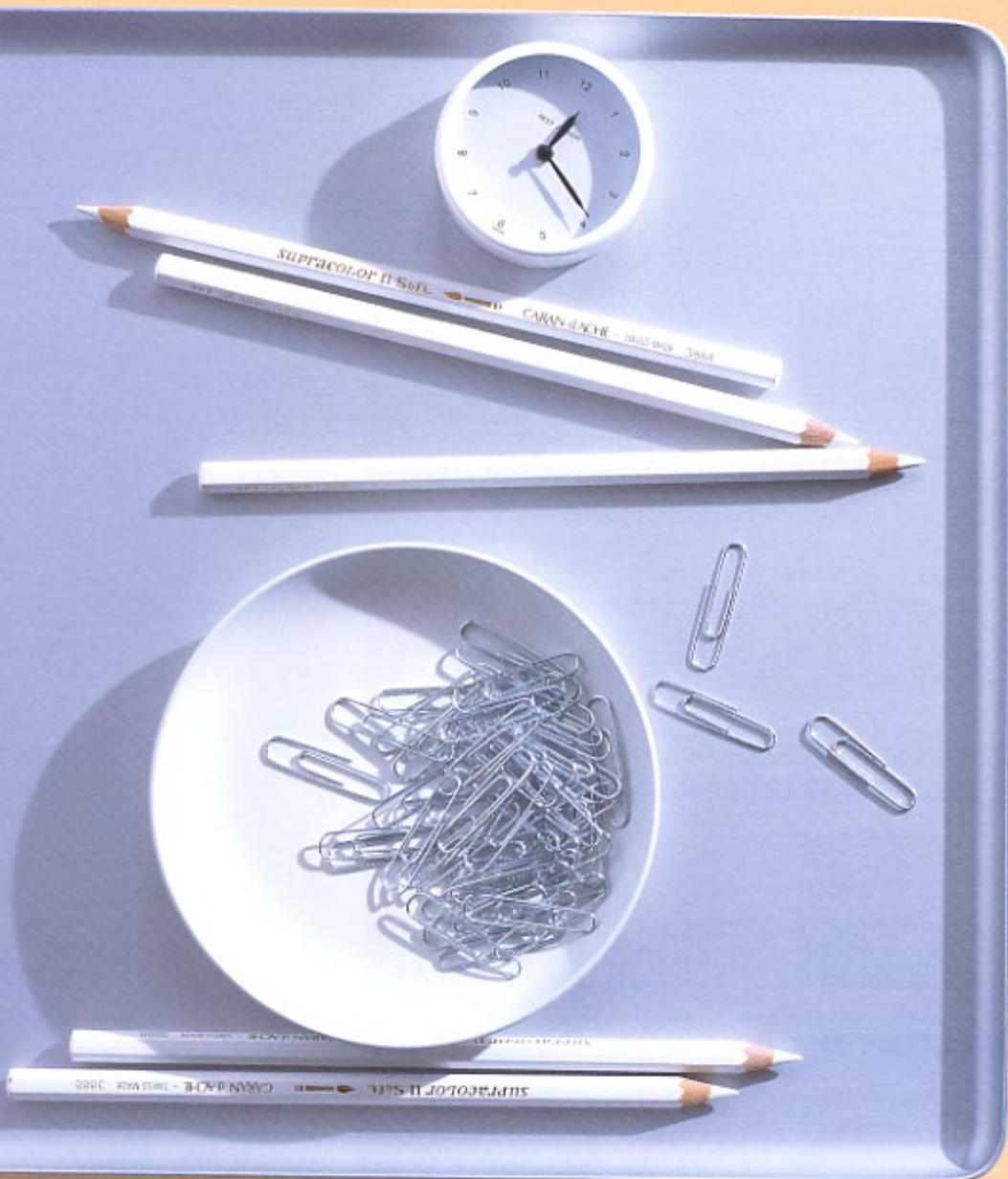
お問い合わせ先
国土交通省 荒川下流工事事務所
福祉の荒川づくり推進室
TEL:03-3902-3220
FAX:03-3902-2346
〒115-0042
東京都北区志茂 5-41-1
ホームページアドレス
<http://www.ara.or.jp>
福祉の荒川づくりのアドレス
<http://www.ara.or.jp/arage/fukushi/>

「福祉住環境コーディネーター検定試験」参考図書一覧

	タイトル	著者
1	 福祉住環境コーディネーター検定3級テキスト 二訂版	東京商工会議所
2	 福祉住環境コーディネーター検定試験3級完全マスター	東京商工会議所 監修
3	 福祉住環境コーディネーター検定〈出題頻度別〉用語事典	エム・ネット教育総研
4	 福祉住環境コーディネーター用語辞典	福祉住環境用語研究会
5	 福祉住環境コーディネーター検定試験2級3級問題集 3ステップ学習法式デ合格！！	福祉住環境コーディネーター育成委員会
6	 福祉住環境コーディネーター検定試験3級完全対策改訂第3版	竹原健
7	 福祉住環境コーディネーター検定試験3級模擬問題集(2004) 改訂テキスト準拠	林滋治
8	 U-canの福祉住環境コーディネーター3級速習レッスン(2004年版) よくわかる！	福祉住環境コーディネーター試験研究会
9	 三級福祉住環境コーディネーター受験短期総仕上げと予想問題(2004年度版)	福祉住環境研究会
10	 福祉住環境コーディネーター検定試験3級問題集(2004年度版)完全マスター	ライセンスセミナー
11	 福祉住環境コーディネーター3級検定試験過去5回問題集(2004年版)	コンデックス情報研究所
12	 福祉住環境コーディネーター検定3級要点と整理(平成16年春期版)	高齢者自立支援協会
13	 福祉住環境コーディネーター3級過去問題集(2004年版)	渡辺光子／生活・福祉環境づくり21
14	 福祉住環境コーディネーター3級検定試験(2004年) 虫喰い問題による実力度チェック	福祉住環境コーディネーター検定試験研究会
15	 福祉住環境コーディネーター3級検定試験対策テキスト スーパー合格・ポイントチェック式	福祉住環境コーディネーター検定試験研究フ／エディポック

16	 福祉住環境コーディネーター3級短期合格テキスト(2004年版)	渡辺光子
17	 福祉住環境コーディネーター3級 まとめ&問題集	田中紀之
18	 福祉住環境コーディネーター3級試験対策&予想問題集(2004年度版)	渡辺光子
19	 福祉住環境コーディネーター3級検定試験対策標準問題集最新版	福祉住環境コーディネーター検定試験研究フ／エディポック
20	 福祉住環境コーディネーター3級最重要問題100選(2003年増補版)	エム・ネット教育総研

学校における 教育活動と著作権



文化庁著作権課



コピーOK 障害者OK 学校教育OK www.bunka.go.jp/jiyuriyo
利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
このマークは本説明資料に掲載しているすべての著作物について付けられたものです。

平成15年6月の著作権法の一部を改正する法律の成立により、教育現場での著作物の利用を円滑にするため、著作権者の了解を得ずに著作物を利用できる例外措置が拡大されました。（平成16年1月1日施行）

学校における例外措置とは？

小説、絵、音楽などの作品をコピーする際には、原則として著作権者の了解（許諾）を得る必要がありますが、学校などの教育機関においては、その公共性から例外的に著作権者の了解（許諾）を得ることなく一定の範囲で自由に利用することができます。

学校における例外措置には、主に次のようなものがあります。

（下線の部分が今回、追加されました。）

- 教員及び児童・生徒が、授業の教材として使うために他人の作品をコピーし配布する場合（第35条第1項）
- 「主会場」で行われている授業で教材として使われた他人の作品等を遠隔地にある「副会場」に向け、同時中継する場合（第35条第2項）
（翻訳、編曲等して利用も可）
- 試験又は検定のために、他人の作品を使って入学試験問題を作成し配布する場合又はインターネット試験などで試験問題を送信する場合（第36条）
（翻訳して利用も可）
- 発表用資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用する場合（第32条第1項）
（翻訳して利用も可）
- 学芸会、文化祭、部活動などで他人の作品を上演・演奏・上映・口述（朗読等）する場合（第38条第1項）

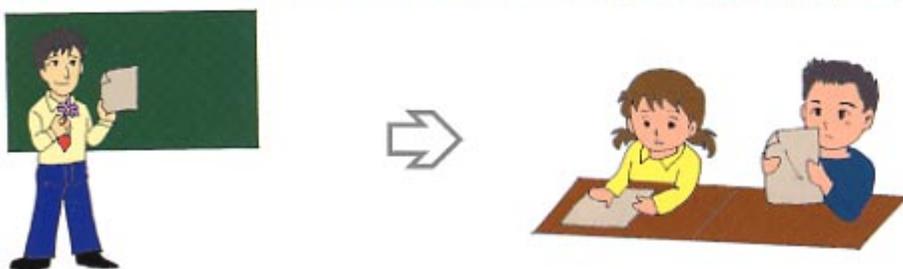
教員及び児童・生徒が、授業の教材として使うために他人の作品をコピーし配布する場合 (第35条第1項)

著作権者の了解なしに利用できるための条件

- ①営利を目的としない教育機関であること
- ②授業を担当する教員やその授業等を受ける児童・生徒がコピーすること
- ③本人(教員又は児童・生徒)の授業で使用すること
- ④コピーは、授業で必要な限度内の部数であること
- ⑤既に公表された著作物であること
- ⑥その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ⑦原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

具体例

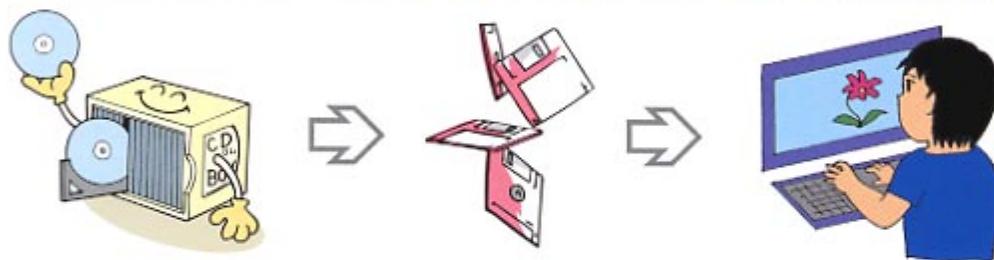
- 教員が授業で使用するために、小説などをコピーして児童・生徒に配布する場合



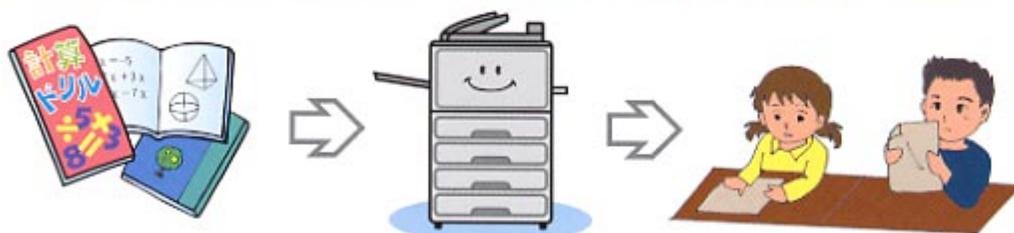
- 児童・生徒が、「調べ学習」のために、新聞記事などをコピーして、他の児童・生徒に配布する場合



- 教員が、ソフトウェアなどを児童・生徒が使用する複数のパソコンにコピーする場合 (⑥の条件に違反)



- 教員や児童・生徒が、販売用のドリル教材などをコピーして配布する場合 (⑥の条件に違反)



「主会場」で行われている授業で教材として使われた他人の作品等を遠隔地にある「副会場」に向け、同時中継する場合（第35条第2項）

著作権者の了解なしに利用できるための条件

- ① 営利を目的としない教育機関であること
- ② 「主会場」と「副会場」がある授業形態であること
- ③ 送信は「授業を受ける者」のみへの送信であること
- ④ 「主会場」から「副会場」に対し行われる送信は、「同時中継」であること
- ⑤ 「主会場」において、配布、提示、上演、演奏、上映、口述（講演、朗読など）されている教材であること
- ⑥ 既に公表された著作物であること
- ⑦ その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ⑧ 原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

具体例

- 主会場において教員が教材として掲示する「地図」「図表」などを、副会場に向け、送信する場合



- 主会場において教員が教材としてコピー・配布した資料を、副会場に向け、送信する場合



- 主会場において行われた授業を録音、録画したものを、後日改めて副会場に向け、送信する場合（④の条件に違反）



- 主会場で行われる授業を、誰でも視聴できるようにして送信する場合（③の条件に違反）



- 主会場がなくスタジオから直接、遠隔地に送信し授業を行う場合（②の条件に違反）



試験又は検定のために、他人の作品を使って入学試験問題を作成し配布する場合又はインターネット試験などで試験問題を送信する場合 (第36条)

著作権者の了解なしに利用できるための条件

- ①既に公表された著作物であること
- ②試験・検定の目的上必要な限度内の複製や送信であること
- ③「営利目的」の試験・検定の場合は著作権者に補償金を支払うこと
- ④その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ⑤原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

具体例

● 小説や社説などを用いた試験問題を出題する場合



● 小説や社説などを用いた試験問題をインターネットなどによって、送信して出題する場合



● 入学試験の終了後、その試験問題をホームページに掲載し、送信する場合 (②の条件に違反)



● 市販されているドリルなどの教材を試験問題として、インターネットなどによって、送信する場合 (④の条件に違反)



発表用資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して 利用する場合（第32条第1項）

著作権者の了解なしに利用できるための条件

- ①既に公表された著作物であること
- ②利用方法が、「公正な慣行」に合致していること（例：自分の考えを補強するためなど作品を引用する「必然性」があること）
- ③利用の目的が、報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること（例：引用の分量については、引用される部分（他人の作品）が「従」で、自ら作成する部分が「主」であること）
- ④引用部分については、カギ括弧などを付して、明確にすること
- ⑤著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

具体例

- 教員が、研究会の発表資料を作る際に、指導の成果を比較して解説するための素材として発行された記念文集の作品の一節を「引用」して使う場合
- 地域産業の歴史について調べている生徒が、自分の考えを記述するにあたり、博物館のホームページから入手した郷土の歴史の文章の一部を「引用」し、自らの考えを補強する場合
- ある画家の一生を取り上げた美術部の生徒が、発表資料を作る際に、表現技法の解説のため何点かの作品を「引用」して使う場合



引用とは言えない例

- 修学旅行で使う資料の最後に参考資料として、市販のいくつかの旅行ガイドブックから名所・旧跡の記事を集めて掲載する場合
- 小説の感想文の結論部分に、他の雑誌に載っていたその小説に関する評論文をそのまま使う場合



学芸会、文化祭、部活動などで他人の作品を上演・演奏・上映・口述（朗読等）する場合（第38条第1項）

著作権者の了解なしに利用できるための条件

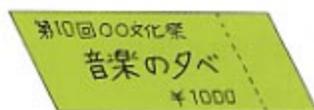
- ①作品を利用する行為が上演、演奏、上映、口述（朗読等）のいずれかであること
- ②既に公表された著作物であること
- ③営利を目的としないこと
- ④聴衆又は観客から鑑賞のための料金等を取らないこと
- ⑤演奏したり、演じたりする者に報酬が支払われないこと
- ⑥原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

具体例

●文化祭などでブラスバンド部の演奏や演劇部の演劇を行う場合



●音楽や劇の鑑賞の料金を取る場合（④の条件に違反）



用語解説

【営利を目的としない教育機関】

小・中・高・大学・高等専門学校、専修学校などが含まれます。また、公民館、青年の家などの社会教育施設、教育センターなどの教員研修施設、職業訓練施設なども含まれます。なお、営利を目的とする教育機関としては、私人の経営する学習塾などが該当します。

【授業】

初等・中等教育機関の場合、いわゆる授業だけでなく、特別活動である運動会等の学校行事も含まれます。また大学の場合は、講義をはじめ、実験・実習・体育実技・ゼミ等も含まれます。

【出所の明示】

引用、教科書への掲載、点字による複製等の利用に当たっては、一定の条件を満たせば著作権者の了解を得る必要はありませんが、無断で利用できる場合であっても、誰の著作物を利用しているかを明らかにすることが法律上要求されています（第48条）。これが、通常「出所の明示」と呼ばれているものです。

出所の明示は、複製又は利用の態様に応じ、合理的と認められる方法及び程度により、著作物の題名、著作者名、出版者名などを明示しなければなりません。



著作権法(抄)

下線部分は、平成16年1月1日から施行

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(試験問題としての複製等)

第三十六条 公表された著作物については、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2項については、省略。

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2～5項については、省略。

(出所の明示)

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一～三号及び2、3項については、省略。

お問い合わせ先

文化庁著作権課 TEL 03-5253-4111 (代表)

文化庁著作権課のホームページ：<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/>

このパンフレットに対するご意見や感想があれば下記までお寄せ下さい。

ckyyouiku@bunka.go.jp

自由利用マークとは？

著作物を創った人（著作者）が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマークです。

どんな利用ができるかは、マークによって異なります。

「自由利用マーク」には、次の3つの種類があります。



「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク

「プリントアウト」「コピー」「無料配布」のみを認めるマーク
（変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案などは含まれません。そのまま「プリントアウト」「コピー」「無料配布」をする場合に限られます）
（会社のパンフレットにコピーして配布することなどは、営利目的の利用ですが、無料配布であればできます）



「障害者のための非営利目的利用」OKマーク

障害者が使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマーク
（変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども含まれます）



「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク

学校の様々な活動で使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマーク
（変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども含まれます）



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
www.bunka.go.jp/jiyuriyo

マークのある著作物を利用するみなさんへ

マークが示す目的・方法の範囲内であれば、改めて著作者に連絡したり、利用料を支払ったりせずに、その著作物を利用できます。

マークのある著作物を利用するときのチェック事項

Check 1

マークの意味をよく理解していますか？

・「[マークのある著作物を利用するときの注意](#)」をよく読んで、マークの意味をよく理解してください。

Check 2

利用の目的・方法は、マークが示す範囲内ですか？

・利用の目的・方法がマークが示す範囲内であることを、よく確認してください。

・期限が付けられている場合は、期限後の利用はできません。

・著作者の名前が表示されている場合は、利用に際してもそれを記述してください。

・著作者の社会的な評判や名誉を傷つけるような使い方は、してはいけません。

Check 3

「あれっ？」と思うことはありませんか？

・次のような場合は、念のため著作者に確認しましょう。

・マークの位置があいまいで、どの著作物を使えるのか、よく分からないとき

・有名なアーティストの作品（市販品）の場合など、マークが不正に付けられた疑いがあるとき

・自分がしたいことが、マークの目的・方法の範囲内かどうか、よく分からないとき

マークの意味は？

これらのマークは以下の利用行為を対象にしています。

「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク

利用の目的 : 何でもよい（社内会議用の資料、会社のパンフレットなどに使う場合も、無料配布であれば営利目的でもよい）

利用の方法 : 「プリントアウト」「コピー」「無料配布」のみ

注 ・「送信」は含まれない
・コピーの媒体は、紙、テープ、CD-R、ハードディスクなど、何でもよい
（媒体変換や、デジタル アナログなどの方式変換も可能）
・「無料配布」には、「無料貸出し」も含まれる
・「無料配布」では、紙代や送料などの「実費」も徴収してはいけない

改変・切除等 : 変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案などはできない（そのまま「プリントアウト」「コピー」「無料配布」する場合のみOK）

「障害者のための非営利目的利用」OKマーク

利用の目的 : 障害者のみが使うことを目的とする場合に限る（非営利目的に限る）

利用の方法 : 何でもよい

注 ・プリントアウト、コピー、送信、貸出し、無料配布、実費の範囲での有料配布など、あらゆる利用行為が含まれる
・障害者が使うためであれば、コピーなどを行う人は、障害者でなくてもよい

改変・切除等 : 変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども可能

ここでいう「障害者」とは、障害者基本法第2条の「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」（てんかん及び自閉症を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって長期にわたり生活上の支障がある者を含む）です。

「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク

利用の目的 : 学校の様々な活動で使うことを目的とする場合に限る（非営利目的に限る）
（授業だけでなく、部活動、クラブ活動、教員の研究会なども含まれる）

利用の方法 : 何でもよい

注 ・プリントアウト、コピー、送信、貸出し、無料配布、実費の範囲での有料配布など、あらゆる利用行為が含まれる
・学校の活動で使うためであれば、コピーなどを行う人は、教員・生徒でなくてもよい

改変・切除等 : 変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども可能

ここでいう「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校、各種学校です。

注意！

マークが示す目的・方法の範囲であっても、次のことには注意してください。

著作者の名前が表示されている場合は、利用に際してもそれを記述してください。

著作者の社会的な評判や名誉を傷つけるような使い方は、してはいけません。



コピーOK 障害者OK 学校教育OK

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

www.bunka.go.jp/jiyuriyo

このマークは本説明資料に掲載しているすべての著作物について付けられたものです。

RETURN